

Title	伝憲深編『灌頂印明口決』と空観房如実
Sub Title	A study of "Kanzyo-Inmyo-Kuketsu" which has been regarded as the esoteric Buddhism book that Kenjin wrote, and Kukanbo-Nyojitsu
Author	高橋, 悠介 (Takahashi, Yusuke)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2016
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.51 (2016.) ,p.189- 213
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20160000-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伝憲深編『灌頂印明口決』と空観房如実

高橋 悠介

はじめに

『真言宗全書』第二十七卷に、「成賢口憲深記」として、『灌頂印明口決』という密教書が収められている。憲深（一一九二～一二六三）は中院通成の息で醍醐寺に入り、建保二年（一二二四）に成賢から伝法灌頂を受け（『血脈類集記』八）、建長三年（一二五一）には醍醐寺座主となった真言僧で、後に報恩院流の祖とされた。『真言宗全書』解題では、本書の概要を次のように記している。

本書は内題に醍醐三宝院大事と云ひ、三宝院流の伝法灌頂

の印信について、初重・第二重・第三重の印明の大事口決を記し、殊に第三重について三十種の機能を述べてゐる。口書奥書等に唯授一人の大事として堅く秘してゐる書で、同流の秘書として尊重すべき書である。書中に大日經・瞿醯經・瑜祇經・略出經・宿曜經・蓮華三昧經・華嚴經・法華經・滴如来經・撰大軌・破地獄軌・正観音儀軌・理趣釈・金剛頂義決・釈摩訶衍論・菩提心論・秘藏記・声字義・性靈集・大日経開題・摩訶止観等を引用し、或は嚴杲・宣嚴・荣然等の口説を引用して詳説してゐる。

また、同解題では、奥書に基づき、「本書は憲深が成賢から伝授した灌頂の大事を建久八年（一二八五^{（建久）}）十一月七日に記した

と見るべきである」としつつも、建久八年(一一九七)は憲深が成賢について入壇受法する前であり、まだ六歳であることから、「建久八年は写誤と思はれる。更に後考を俟つ」と、その成立年について注意を促している。ただし、後述するように、この奥書の年記はすでに近世初期から不審とされており、恭畏(一五六五〜一六三〇)の『偽書論』(一六二九)では「旁以謀書必然也」と断ずる。『真言宗全書』解題では憲深記という点自体は疑っておらず、近年の研究論文にも本書を憲深の手になるものとして引用する例がみられるが、恭畏が抱いた不審は未だ解決されているとは言えず、成立事情を基礎から考える必要がある。

真言宗全書では、高野山真別所円通寺藏・高野山大学図書館寄託の寛延二年(一七四九)写本(證件写)を底本とし、同じく円通寺藏・高野山大学図書館寄託の享保十四年(一七二九)写本(妙瑞写)によって対校している。ところが、対校本の享保十四年写本には、憲深ではなく加茂流祖・空観房如実(一一二〇六?)の建長六年(一一五四)の本奥書が記されている上、同一包紙中には同じく寛延二年に證件が写した頼瑜編とされる伝本もあり、これらを含めた四帖を収める江戸後期の包紙には

「同異并作者之事可決」と注記されている。また、高野山大学図書館には、頼瑜編とする享保二十年(一七三五)写の伝本も所蔵されている。年記の問題に加え、「成賢口憲深記」という位置付け自体にも疑問が生じるのである。

『国書総目録』では、高野山大学図書館蔵本と金沢文庫の弘長三年写本を挙げる他、補遺として高野山金剛三昧院蔵の安永二年(一七七三)写本を挙げており、また国文学研究資料館が明和七年(一七七〇)九月の書写奥書を持つ善通寺蔵の写本の画像を公開している。この二本の近世写本については未見であり、全体的な考察には至らないが、神奈川県立金沢文庫管理・称名寺聖教の中に、鎌倉後期〜南北朝期に遡る伝本を三本、見出すことができた。本稿では、これらの伝本の調査に基づき、本書の成立と伝流について考えてみたい。

一 高野山大学図書館所蔵・寄託の伝本

まず、真言宗全書の底本・対校本を含む、高野山真別所円通寺藏・高野山大学図書館寄託の『灌頂印明口決』の伝本三帖と『幸心院灌頂極秘口決抄』一帖(四帖共、整理番号…三宝院／

カ真／27)の書誌を記す。

以下四帖は、円通寺宛八羽石大夫光顯(内宮御師か)書状(正月吉日付の年始挨拶状)を裏にして転用した同一の包紙(広げた状態で三三・六×四七・〇糎、江戸後期の包紙とみられる)に収められている。包紙は、左端に「(初二三重)／灌頂印明口決」、右端から中央にかけて「塔印卅種／本 三帖／塔印卅二義 一帖」と記され、その左に「同異并作者之／事可決」と注されている。四帖のうち、「灌頂印明口決」の享保十四年写本を除く三帖は、共に高野山真別処の證阡(又は聖阡)が書写や校合等に関わった本であり、『幸心院灌頂極秘口決抄』は『灌頂印明口決』の伝本ではないものの、関連が深いことから合わせて書誌を紹介する(以下、奥書等引用文中の読点は全て私に補った)。

○『水丁^{通思}如實記』 享保十四年妙瑞写 粘葉装 一帖 (真全対校本)

本文共紙表紙(一七・一×一六・五糎)。表紙左肩に外題「水丁^{如實記}」、表紙右下に「妙瑞」と墨書。一丁表初行の書出しは「醍醐三寶院灌頂印明口傳小記ノ之、閉眼之剋、對上根上智機一

人授之、雖／不可及紙筆、予依為愚鈍、明師口／決、乍恐記之／金剛佛子頼^賢」(「金剛佛子」の右脇に「一本无撰号」と朱書、「頼^賢」の左脇に朱線を引いて「憲一イ本」と朱書)。この「明師」につき、見返しに「明師者／遍智院僧正成賢也／頼賢意教聖人也」と朱注あり。

料紙楮紙打紙。墨付三十八丁(二十紙二十折、粘葉装糊付部分に柱「如一(十九)」。每半葉押界七行(界高一三・八糎、界幅一・九糎)、毎行十二字前後。本文には墨で振仮名・送仮名(一部・声点を付し、朱で異本注記・声点・合点・注を施す。

奥書(三十八丁表)「寫本云、／(朱)「御本奥書云^本」／若我入滅之後、於此文對兩人不可／開斯、背此旨者、必可蒙金剛天童持(左傍に朱書「等治」)罰也、如是注事、定雖可／有其罪、但我久盡求法之志、如／此親受秘密口傳、予然依愚／蒙、於後日忘失後悔定可有故、／少々記之、何況輒此条披露、其罪／難遁者也、(朱)「或本／有人云憲深記」／(朱)「于時建長第六之曆三月廿一日／如實記之^本」／享保十四己酉閏九月十五日書寫之／沙門妙瑞」(以上、朱も墨も同筆)。

本文中に付された貼紙が五枚(一丁表一枚・六丁表一枚・六丁裏一枚・三十八丁表一枚)あり、そのうち一丁表の貼紙に

は「灌頂秘決」一本外題 三三院口傳又一本／三重口傳書一本 又一本
内題有置／醍醐三審院大事上云七字」と異本の題を記す。また、
三十八丁表の本文末尾「努力努力」の後の朱点に対応する貼紙
には「○建久八年十一月七於西西寺三三院道場所奉受師主／前
権僧正成 御房大事雖不可及紙筆恐癡忌之故／粗記畢嫡流一人
之外不可及他見并書寫努力々々／法印權大僧都憲深御判朱一本」
と記す。

○『醍醐三審院大事』寛延二年四月證畔写 粘葉装 一帖（真
全底本）

卍繫文空押紙粉色表紙（一七・三×一六・一糰、表紙・裏表
紙の横幅は粘葉装全体の横幅一六・四糰より僅かに小さい）。
表紙左肩に金銀箔散鳥の子色題簽を貼り、「灌頂印明口決 憲」
と墨書。表紙右端に貼紙「此口決、在金剛三昧院、外題曰二
初二三重、此中、朱校、大同彼本、／又此外有林鏡記、亦
初二三重、口決也、勝賢判、道教傳領云、／右二帖、合纂元
面授為三帖、入二帙、号諸師秘積、相承矣、／龍海記」。
見返しは表紙から剝がれており、元来の表紙貼付面左肩に覚外
題「西西三審院大事」。見返しの本側面に「イ本、外題 灌頂

印明口決書」と朱書。内題「醍醐三審院大事」、次行より「眞
印明口傳少々記之、閉眼之尅、對上根／上智機一人授之、雖不
可及紙筆、予依／為愚鈍、明師口決、乍恐記之、／金剛佛子憲
深（深）の右脇に朱線でつないで「一イ」と朱書」と記す。

料紙楮紙打紙。墨付二十八丁（十五紙十五折、糊代部分に丁
付「初丁（一十五丁）」）。每半葉押界七行（界高一三・七糰、
界幅一・九糰）、每行十四字前後。本文には墨で返点・送仮名
を付し、朱で返点・送仮名・振仮名・合点・異本注記・朱引を
施す。異本注記は、後述の奥書によれば鎌倉鶴岡等覚院智興本
の転写本によって対校したものである（『真言宗全書』ではこ
れを「イ」本とし、享保十四年写本を「ロ」本として校異を示
す）。十丁裏二行目「命息時々不間断」までと、同二行目の「又
云我本无有言但為…」以下は別筆。外題・奥書・朱注の筆跡は
本文前半と同筆であることから、證畔が本文の途中までを書写
し、別人が書き継いだ後、奥書の執筆と朱の書入れは再び證畔
自身が行ったものとみられる。

奥書（二十八丁表）「建久／八年十一月七日、於醍醐三寶
院道場、所／奉受師主前権僧正成御房大事、雖不／可及紙筆、
恐癡忌之故、粗記畢、嫡流一／人外、不可及他見并書寫努力々々、

／法印大^(和尙位)。僧正靈深／若^(子示)「寂後、於此文對兩人不可披^(之)、斯、金剛／天等清瀧^(講)、聖法^(善神)、皆冥^(眞)、感立^(眞)、據^(眞)、不可^(有)。靈驗／者也、予良盡^(求)、末法志^(一)、親受^(二)秘密傳^(三)、九牛一毛記之如件、／元禄十三辰年十月十九日書寫之／金資快尊／于時延享三龍舎丙寅天仲春十二日／法印宥寬／寬延二龍次^(己)歲四月六日記之／金資證畔^(一)／(朱)「同年六月三日以鎌倉鶴岡等覺院智興本轉寫本一校了、朱書分是也」。

○『三審院灌頂口決^(中性院)』 寬延二年七月聖^(云)写 粘葉装 一帖
本文共紙表紙(一七・二×一六・四糶)。表紙左肩に外題「醍醐三審院灌頂口決^(中性院)」打付、表紙右下に「聖^(云)」と墨書。見返し左端に「I型の線(高さ一六・六糶)」を引き、その右に「是切紙タケノ分」と記す(親本の丈を示したものが)。内題「三審院灌頂口決^(中性院)」、次行より「醍醐三審院灌頂印明口傳少々記之、／閉眼之尅、對上根上智機一人授之、雖不可及／紙筆、予依為愚鈍、明師口決、乍恐記之、金剛／仏子頼^(一)」と記す。「頼^(一)」は中性院流の祖である。

料紙楮紙打紙。墨付三十丁(糊代部分に丁付「一(十五)」。每半葉押界七行(界高一三・九糶、界幅一・九糶)、每行十七

字前後。本文は前掲の寬延二年四月写本の前半と同筆であることから、聖^(云)は證畔と同一人物と考えられる。本文には返点・送仮名・振仮名を付す。奥書のみ朱首頂点・朱合点・朱引あり。奥書「御本云／于時永禄五年之八月日於根来寺妙音院／書寫性盛／天正十四三月二十五日於高野山小田原西門院／染筆了 聖雄／天正十六年子四月日於海保遍照院書寫了／高瀧東光院末弟慶祐／皆寬延二年七月五日令書寫之了／南山金剛峯寺^(云)」(朱)「私云後復二字多寫誤有之歟本昏草書故／見謬有之歟^(云)」。

* (参考)『幸心院灌頂極秘口決抄』 寬延二年六月写 (證^(云)奥書) 粘葉装 一帖

洪表紙(一七・四×一六・五糶)。背を萌葱地の金欄で包む。表紙左肩に金銀箔散鳥の子色題簽を貼り、外題「幸心院汀秘口訣 塔印三十二義」(単郭)を墨書(寬延二年四月写「醍醐三審院大事」と同様の題簽で、外題も同筆)。見返しの表紙貼付面を透かし見るに、左肩に寛外題「幸心院汀秘口決 塔印三十二義」、また右下に「聖^(云)」と記している。内題は、一丁表初行に朱で△を付して「幸心院汀極秘口決抄」と墨書。

料紙楮紙打紙。墨付三十丁（十五紙十五折、粘葉装の糊付部分に丁付あり）、「二丁」「汀口決 二丁（〜十五丁）」。每半葉押界七行（界高一四・〇糎、界幅一・九糎）、毎行十五字前後。

本文、一丁表・裏と、二丁表「護念聖觀自在菩薩」以降奥書の「…法印隆助」までは別筆。また、外題と寛延二年證文書写奥書と朱注は同筆で、本文の二筆の筆跡と異なっており、寛延二年四月写「醍醐三審院大事」の十丁裏二行目までと同筆であることから、證畔の筆と思われる。本文には墨で返点・送仮名、朱で返点・送仮名・区切点・条目数・異本注記・合点・朱引を施す。

三十丁表五行目から同丁裏にかけて奥書「御本云／寛喜三年五月八日／金剛佛子憲一僧正御判／仰云、諸流第三重極云ハ全ク此等之撰ニヨルト云／永正十五天寅年九月四日授与畢／弟子良範／傳授大阿闍梨法印隆助／（朱筆小字）「享保十九年以智興本書功了 淳淨」／寛延二年己六月六日書功畢／南山真別處金資證文／（朱筆小字）「同七日朱点校合了」。なお、裏表紙は欠失し、最終丁に糊跡のみ残る。

以上同一の包紙に収められた伝本以外に、高野山大学図書館

には「灌頂印明口決」の別の伝本が一冊、所蔵されている（以下、円通寺蔵本と区別して、高野山大学図書館蔵本と称する）。

○『醍醐三寶院水丁印明口傳』（重訂） 享保二十年深演写 袋綴装一冊 高野山大学図書館蔵（整理番号483／3／183）

浅縹色表紙（二四・八×一七・二糎）。表紙左肩に素紙題簽を貼り、「醍醐三寶院水丁印明口傳全／頼瑜作」と墨書。見返し表紙貼付面に書かれた覚外題を透かし見るに、「醍醐三寶院頼一三重記」とあり。本文書出「醍醐三寶院灌頂印明口傳少々記之／閉眼之尅、對二上根上智機一人授之、雖レ不レ可レ及紙筆、予／依レ為二愚鈍、明師口決忒恐記、／金剛佛子頼」。一丁表右下に、朱陽刻方印「兀堂本然」。

料紙楮紙打紙。墨付二十丁（喉に丁付あり）。遊紙なし。每半葉九行、毎行二十字前後。字高二・〇糎前後。本文には墨で返点・送仮名・傍訓・異本注記や「私云」等の私注、朱で合点、朱引、「憲深ノ小卷」による注記などを施す。

奥書は「寫本云、／（以下異本ニアリ、）／若我入滅之後、於此對兩人不可開斯ヲ、皆二此旨ヲ者、必可レ蒙二金剛天童持罰一也、如是（住事、雖レ可レ有罪、但我久盡二求法之志、如

レ此親受)和秘密ノ口傳、予然^ニ依^ル愚朦、從^テ後日^ニ忘失^{シテ}後
悔定^テ可^シ有故少々記^レ之、何況軌此ノ条披露^セ、其罪難遁者也、
穴賢^云云)とし改行、一字下げで「于時元禄十六年^{末ノ}極月十九
日書之畢ノ同二十二日於和州長谷寺衆寮雪洞軒一校之時、密ノ
加三冠法而辯邪正、惟願莫陷於邪見^{矣武尉^{藤本忠}}」真福化主実如ノ至
審永三春^{丙戌}十三日、憲深小卷轉写一本落掌、与令ノ書、雖大同
有小異故、以紫筆示之、追可窺邪正而耳ノ享保廿^{乙卯}年四月四日
忝実法印以御本書写之了ノ佛子兀堂本然^{筆者}深演ノ願、**孔**字一
返廻向(■は墨滅跡)と記す。

二 称名寺聖教中の『灌頂印明口決』の伝本

次に神奈川県立金沢文庫管理・国宝称名寺聖教中の伝本三種
の書誌を記す。これらはそれぞれ、折本・卷子装・粘葉装と異
なる装訂になっていることから、本稿第二節以降では装訂によつ
て区別しながら言及する。

○『醍醐三寶院灌頂印明口傳』(鎌倉後期)写 折本 一帖
称名寺聖教(二八八函三八)

本文共紙表紙(一五・八×二三・一糎)。表紙左肩に外題「西
酉^〆シ丁印明口傳」を打付、見返しに「此本外題^{ニハ}ノ三寶院
秘口決」と書す。内題なし、一丁表初行から「醍醐三寶院灌頂
印明口傳少々ノ記之、閉眼之尅、對上根上智一人ノ授之、雖
不可及紙筆、予依為ノ愚鈍、明師口決、乍恐記之」と書出す
〔上智〕の後に点を打ち「機イ」と右脇に注記、また末尾に点
を打ち下に「イ本ノ金剛佛子頼一」と注記。

料紙斐紙(裏打修理済)。每半葉八行、毎行十二字前後。二
十折。両面書写。本文には返点・送仮名を付す他、全体にわた
り薄墨の異本注記(本文と別筆か)あり。

折本裏面の本文末尾に「寫本云、ノ若我入滅之後、於此書對
兩人^一不ノ可開斯、背此旨^一者、必可蒙金剛ノ天童持罰也、
如是注事、定雖可ノ有其罪、但我久盡求法之志、如ノ此親
受秘密口傳、予然^ニ依愚朦、ノ徒後日^ニ忘失^{シテ}後悔定^テ可有故
少々ノ記之、何況輒此条披露^セ、其罪難ノ遁^一者也、穴賢々々」
とあり、その丁の裏に「是本尾云ノ此疏作者高野山住僧忍性房
ノ頼禪」と書いて擦り消した跡があり(一行目は不分明で難読、
ひとまず上記のように読んでおく)、その次の丁の表から「寫
本云、奥云、ノ今此鈔者秘々中秘、深々中深、秘密ノ源底、諸

流極位也、輒雖不可所依之、／依求法志深書寫了、寫瓶一人／外、穴賢、勿見聞之、努々々々、／弘長三年癸亥十二月廿九日正法金剛安殿」と本奥書を記す。

○『醍醐三寶院灌頂口決中性院』 嘉曆三年(一三三二)熙允寫

卷子裝 一卷 称名寺聖教(二二二函六)

近代後補紺表紙(一六・〇×二六・八糎)に素紙題簽を貼り、外題を「醍醐三寶院灌頂印明口傳」と記す(「印明口傳」を朱

線で見消にし、左脇に「口決」、その下に「中性院」と朱書)。

本紙端裏には「醍醐三寶院灌頂口決中性院」とあり。内題なし、

巻首は「醍醐三寶院灌頂印明口傳少々記之、／閉眼之剋、對上

根上智機一人／授之、雖不可及秀筆、予依／為愚鈍、明師口決、

乍恐／記之 金剛佛子瓊頼」。)

料紙楮紙打紙。天地一六・〇糎、全長一一八一・五糎(一紙

長五一・六糎前後の紙を二十三紙繼ぐ)。一紙につき二十五行、

毎行十字前後。天地に横墨界(界高二・四糎)を施す。本文

には墨で返点・送仮名を、朱で合点・首頂点を付す。本文と同

筆の裏書が四箇所あり。

奥書は本文末尾に一行空け、一字下げで「若我入滅之後、於

此文一對／兩人不可開、聊カモ背此旨者、／必可蒙金剛天童持罰／也、如是注事、定雖可有／其罪、但我久盡求法之／志、如此親受秘密口傳、／于然依愚瞶、徒後日忘失シテ後悔定テ可有故少々／記之、何況輒此条披露セム、／其罪難遁者也、穴賢々々」と記し、一行空け、地界近くに「一交了」と朱書する。さらに三行程空けて二字下げ、やや小字で「于時嘉」三年七月十五日／於鎌倉普恩寺書寫了／三寶院末資資」と記す。

○『醍醐三寶院灌頂印明口傳』(鎌倉後期(南北朝期)写

葉裝 一帖 称名寺聖教(三六七函一九)

縹色表紙(一七・二×一六・三糎、左端を二重に折る)。左

肩に外題「三寶院秘口決」を打付。見返しは表紙から剝がれ

ており、元来の表紙貼付面左肩に覚外題「西西〇〇頂印明口

傳」。一丁表の初行に内題「醍醐三寶院灌頂印明口傳」、改行し

て「少々記之、／閉眼之剋、對上根上智一人／授之、雖不可及

紙筆、予依為愚瞶、／明師口決、乍恐記之」と書出す。

料紙楮紙打紙。每半葉押界八行(界高一三・四糎、界幅一・

八糎)、毎行十二字前後。墨付三十四丁(十八紙十八折、粘葉

装糊代部分には「二丁」から「十九丁」まで丁付があり、途中

「九丁」が抜けているが本文は連続しており、丁付上の誤りと思われる。本文には墨で返点・送仮名・異本注記を、朱で首頂点（…）を付す（全て本文と同筆）。

本文は第三十三丁表三行目までで、四行目に「御本奥書云」と書いて摺り消した跡があり、五行目から同丁裏にかけて一字下げで「若我入滅之後、於此書、對兩人不可／開^叩、斯背此旨一者、必可蒙金剛天童持罰也、如是注事、定雖可有／其罪、但我久盡求法之志、如此親／受秘密口傳畢、然^ニ依愚朦、徒後／日^ニ忘失^テ後悔定^テ可有故、少々記之、／何況輒此条披露^セ、

其罪難遁者／也、穴賢々々／于時建長第六年之曆三月廿一日／如實記之」と記す（「于時建長」以降「如實記之」まで、同文を一度摺り消した上で、再度書いた形跡あり）。第三十四丁表から小字二字下げで「弘長元年七月廿六日書寫畢、依宿／縁蒙許終書寫之功之条、大師冥助／可仰可慎而已。金剛佛子隆源／永仁四年七月十日、良増蒙御許書寫畢／金剛弟子實印／…／永仁七年正月廿五日書寫了。金剛仏子静賢／徳治三年九月四日書寫了。金剛仏子珍玄」とあり。続いて第三十四丁裏に「裏付云／空願上人大事授人数七人内／覺濟僧正御房。越前誓願御房／大教上人付法。中将入道其弟子／相意房。一蓮房」

とあり、二行空けて「師云、此裏付、憲深御作^ト号之、大ナル僻／事也、空願上人之御作也、不可有不審／者也^{云々}」と記す。同丁には付箋（一五・一〇・五種）が挟まっており、付箋には本文と同筆で「裏付、或人所持本奥書云、／御本云、／建久八年十一月七日、於西寺三宝院道場、／所奉受、／師主前権僧正^成御房大事、雖不可及／紙筆、恐廢忌之故粗記畢、嫡流一人之／外、不可及他見并書寫了、努力々々、／法印権大僧都憲^深／御判在之」と書かれている。

三 書名と編者説及び成立の上限

本書については、真言宗全書により『灌頂印明口決』という書名が普及していることから、本稿表題でも『灌頂印明口決』の書名を用いた。真言宗全書では、證畔による寛延二年四月写本（底本）の外題に依拠したと思われるが、伝本を見渡すと外題は様々である。また、称名寺の中世写本は三本とも「醍醐三寶院灌頂印明口傳少々記之」として本文が始まっており（このうち粘葉装本は「醍醐三寶院灌頂印明口傳」を内題のように立てる）、円通寺蔵享保十四年写本と高野山大学図書館蔵本も

同様である。こうした本文書出しと対応する外題が、称名寺聖教折本の外題や同粘葉装本の覚外題、高野山大学図書館蔵本の外題になる。円通寺蔵本には、「醍醐三審院大事」「三審院灌頂口決^{中世院}」という内題を持つものもあるが、内題がなく「醍醐三寶院灌頂印明口傳少々記之」として唯授一人の聖教であることを説く記事から始まるのが古態のようである。死に臨んでの唯授一人の口伝であることを説くこの序文は、「若我入滅之後」から始まり「穴賢々々」で終わる本文末尾の跋文とも対応している。

称名寺聖教折本外題「西西^{〇〇}〇^〇〇^〇丁印明口傳」の「^{〇〇}」は三弁宝珠を簡略に描くことで「三宝」を意味する字のようで、「西^{〇〇}」で「醍醐三宝院」を示すとみられる。「^{〇〇}」は小さい丸を三つ書いたのだが、称名寺聖教『三寶院〈第三重／極秘〉』（二五二函四九）には、宝珠形を三つ書いた下に「院」の字を書き「三寶院」と読ませる例もある。一方、称名寺聖教粘葉装本は外題が「三寶院秘口決」で、「西西^{〇〇}〇^〇〇^〇丁印明口傳」の外題を持つ称名寺聖教折本の見返しにも「此本外題^{二六}／三寶院秘口決」（書写の際に依拠した本の外題か）とみえる。中世写本では称名寺聖教卷子本の本紙端裏のみ「醍醐三寶院灌頂口決

^{中世院}」と編者名を示す題になっているが、高野山大学図書館にある四本の近世写本の外題の下にはいずれも編者名が示されており、包紙の記事からも様々な編者説が問題となっていた様相がうかがえる¹⁾。

ここで、諸本にみえる編者に関わる記事を整理してみると、以下のようになる。

①如実

・称名寺聖教粘葉装本の建長六年三月二十一日の如実本奥書
・円通寺蔵享保十四年写本の外題「水丁^{如實記}」と、朱字の校合本奥書（ただし序文末尾には頼賢とあり、外題と矛盾している）

②憲深

・称名寺聖教粘葉装本の付箋に書かれた「或人所持本奥書」
・円通寺蔵寛延二年四月写本の外題・序文末尾・建久八年の憲深本奥書・見返しに記された異本の外題
・円通寺蔵享保十四年写本の序文末尾の異本注記・本文末尾の貼紙に記された奥書
・善通寺蔵近世写本の建久八年の憲深本奥書

③ 頼瑜

・ 称名寺聖教卷子本の本紙端裏の外題・巻首序文の末尾

・ 称名寺聖教折本の序文末尾の異本注記

・ 円通寺藏寛延二年七月写本の外題・内題・序文末尾

・ 高野山大学図書館藏享保二十年写本の外題・覚外題・序文末

尾

④ 頼賢

・ 円通寺藏享保十四年写本の序文末尾

⑤ 忍性房頼禪

・ 称名寺聖教折本の跋文に続く注記「此疏作者高野山住僧忍性

房頼禪」

まず、④については、称名寺聖教の三本の中に頼賢（一一九

六―一二七三）編という所伝がなく、中世において本書が頼賢

編とされていた形跡がみられないことから、後に発生したものと

考えられる。もともと頼瑜を意味して「頼一」と表記されて

いた本が転写過程で頼賢と考えられるようになった可能性もある

ろう。憲深編の場合は序文の「明師」が成賢となる訳だが、頼

賢も成賢の弟子であり、これらの情報が複合して派生した説か

もしれない。

次に⑤だが、弘長三年（一二六三）の安厳本奥書を持つ称名

寺聖教折本には、奥書近くに「此疏作者高野山住僧忍性房頼禪」

という注記がみえる。しかし、頼禪については今のところ不詳

であり、気になる記事ではあるが保留とせざるを得ない。擦り

消されていることから、最終的には否定された説と考えられ、

こうした口伝をまとめた書を「此疏」とする点にも多少、違和

感がある。本書の親本に遡った段階では、本文中の引用文に対

する注記であった可能性もあろうか。

そして②憲深とする説だが、円通寺藏寛延二年四月写本等に

みえる建久八年の憲深本奥書については、恭畏（一五六五―一

六三〇）の『偽書論』（一二九九年成立）において、憲深仮託

書の奥書として取り上げられている。

「一。号極楽房憲深製作書事 内題云。醍醐三宝院大事云云。

奥書云。建久八年十一月七日。於醍醐寺三宝院道場。奉

受師主前権僧正成賢御房大事雖不可及紙筆。恐廢忘之故粗

記之。嫡流一人之外不可及他見并書写。努力努力。法印権

大僧都憲深判云云。憲深者建久三年誕生。建保二年入壇。

建長三年六月七日補醍醐座主。弘長三年九月六日支半入滅判

歳七^{建久八年}、憲深六歳也。師主成賢建久八年^二、権律師也^三。
建久四年任律師。而師主前権僧正^{三云}。参差之至比奥也^{（奥カ）}。建久
八年同律師也。

八年成賢三十六歳也。勝賢他界之翌年也。四十未滿灌頂之
大事等不可授他人。旁以謀書必然也。^{亦云}此抄之内勸修寺

宝僧正^{云云}。建久八年^二、成宝権律師也。僧正未任也。法印
権大僧都憲深^{云云}。」

内題を「醍醐三寶院大事」という本の奥書として引用している
が、これは円通寺蔵寛延二年四月写本の内題等とも一致してお
り、真言宗全書にいう『灌頂印明口決』を指していることは明
白であろう。建久八年（一一九七）時点で憲深が六歳であると
いう指摘は決定的であるが、他に建久八年時点では奥書中に「前
権僧正成賢」とみえる成賢（一一六二～一一三二）が権律師で
あること、本文中に「勸修寺成賢僧正」とみえる成賢（一一五
九～一二二七）も権律師で僧正未任であることを、不審として
挙げている。成賢は建暦元年（一二二一）の祈雨の勸賞により
権僧正に補任、建保六年（一二二八）に権僧正・東寺長者を辞
している（『東寺長者補任』『五八代記』『醍醐寺新要録』）。また、
勸修寺の成賢は承久元年（一二一九）に祈雨の勸賞により僧正
に進んでいる（『東寺長者補任』）。承久元年（一二一九）以降

の成立でない限り、「成賢僧正」とは表記されないはずとい
うことになる。また、『偽書論』における引用では、本奥書の末
尾を「法印権大僧都憲深」としており、これは称名寺聖教粘葉
装本の付箋や円通寺蔵享保十四年写本の貼紙にある憲深本奥書
とは合致するが、同寛延二年四月写本では「法印大和尚位僧正
憲深」となっており、こうしたゆれもこの奥書の作為性と関わ
る可能性がある。

この建久八年の憲深本奥書に関して最も興味深い記事が、称
名寺聖教粘葉装本にある。すなわち、同書末尾に附された本文
と同筆の付箋では「或人所持本奥書」として憲深本奥書を引く
が、本文末尾に「師云、此裏付ノ憲深御作ト号之、大ナル僻事也、
空願上人之御作也、不可有不審者也^{云々}」と記して、この憲深
本奥書が否定されているのである。同書では、「若我入滅之後
：」から始まる跋文の前の「御本奥書云」という部分を摺り
消し、またこれに続く「于時建長第六年之暦三月廿一日ノ如實
記之」の一文を擦り消した上で再度、同じ箇所にも重ね書きして
いる。これは一度書写した後、ある人が持っていた本の憲深本
奥書によって如実の奥書に疑いを抱き、一旦は如実の奥書を消
したものの、師に確認して、空願上人如実が編者であり憲深奥

書の方がおかしいと考え直し、重ね書きしたことを示しているものと考える。すでに称名寺聖教粘葉装本において、建久八年の憲深本奥書がこうした形で否定されていることをふまえると、円通寺蔵本の建久八年の年記だけを疑い憲深記とするのも無理があろう。このように考えてくると、編者としては①如実と③頼瑜の二説が残されることになる。

なお、本書には建久八年十一月時点で成立したとは考えにくい記事が他にも含まれている。例えば、東寺講堂の五大尊納入の種子をめぐる以下の記事である（以下、本書の引用は称名寺聖教粘葉装本による）。

「又、東寺ノ五大尊御胸ニ、大師各々ノ尊ノ種子ヲ、御筆ニテ令メ書ニ給、籠之ニ給時、彼ノ中尊ノ御胸ニハ、以テ^イオ^イオ^イニ^イ給、五字ニ籠畢、仍今ノ西西一流、以此字為至極、但小野ニハ、以テ^イオ^イオ^イニ^イ一字ニ籠之、師資口決有之、是二流異説也、但^イオ^イオ^イニ^イ本説ハ、依破地獄軌ニ歟、多分正流人、西西ニモ以テ^イオ^イオ^イニ^イ至極ノ習也」

文覚のもと、運慶一門が東寺講堂諸尊の修理を行ったのが、まさに建久八年のことで、同年五月に仏舍利や梵字真言などの納入品が見出されたことは、称名寺聖教『東寺講堂御仏所被籠御

舍利員数』（称名寺聖教二二二函一三）などに詳しい。同書によれば、舍利はみな取り出し、修理の間、一函に入れて安置したといい、「京中上下諸人日日奉拜見也」ともいうが、貴人以外には函を開かなかつたともいう。舍利や梵字真言が納入されていたのは、この時に明らかになった訳で、その真言に関する説が現われるのはその後のことと思われるが、同年十一月にここまで説が生まれていたとは考えにくい。

ただし、より確実に言えることは、『偽書論』でも検討されている僧綱表記の問題である。「成實僧正」という表記から承久元年（一一一九）以降になることは前に述べたが、さらに下る証拠が、本文中の末尾近くに見える「随心院権僧正宣嚴」という表記である。この部分に諸本の異同はないが、宣嚴（一一二五）が権僧正に進んだのは建長元年（一一四九）十月のことと（『東寺長者補任』）、これが本書成立の上限とみられる。

四 『醍醐三寶院灌頂口決^{中性院}』と

『灌頂秘決（幸心院灌頂極秘口決抄）』

続いて、③頼瑜（一一二六―一三〇四）を編者とする本につ

いて考える。頼瑠との関わりで重要な伝本が、称名寺聖教『醍醐三寶院灌頂口決^{中性院}』（卷子本）である。嘉暦三年（一二三二）に熙允（後の称名寺五代長老什尊、一二九五～一三七三）が鎌倉の普恩寺（北条基時建立、基時は重時の曾孫）で書写した本で、頼瑠が師（憲深であろう）の口決を記したという体裁になっている。すなわち、外題の後に「中性院」と書かれている他、巻首の序言末尾にも「金剛仏子頼瑠^中」と書かれている。本書については、赤塚祐道『醍醐三寶院灌頂口決 中性院』について（『密教学研究』三十六号、二〇〇四年三月）に詳しい検討がある。赤塚氏は本書の内容を「勝賢（一二三八～一九六）の『六月鈔』、憲深（一二九二～一二六三）の『灌頂秘決』、頼瑠の『初重二印二明事』と対比」し、特に憲深撰とされる『灌頂秘決』と共通する点が多く、『灌頂秘決』に拠って『醍醐三寶院灌頂口決^{中性院}』が成り立っていると推測している。ここにいう憲深の『灌頂秘決』とは、『灌頂印明口決』の伝本三本と同じ包紙に収められていた先述の『幸心院灌頂極秘口決抄』（寛延二年写）に相当するもので、この寛延二年写本を底本として『真言宗全書』第二十七巻に収録されているが、赤塚氏は称名寺聖教の熙允による元徳元年（一二三二）写本のマイクロ複製本を参照し

ている。同書を憲深撰と認めてよいかどうかについては疑問があり、また赤塚氏もふれるように『六月鈔』にも偽書説がある。しかし、『醍醐三寶院灌頂口決^{中性院}』が『灌頂秘決』と内容上、深く関連していること自体については、赤塚氏の指摘する通りであろう。

氏は、灌頂の意義について説く両書の冒頭部が若干の相違はあるものの類似しており、『醍醐三寶院灌頂口決^{中性院}』では最初に憲深云を意味する「師云」を附していると解する。また『醍醐三寶院灌頂口決^{中性院}』が三重の印明について三十種の方法を説くうち、第十条（此印名宝塔印：）・第十二条（此印名法界塔婆事：）・第十四条（舍利根本印：）・第十八条（大恵刀印：）・第十九条（名十仏大日印：）・第二十八条（悉地成就印：）・第三十条（此印即大師御入定印習：）については、伝憲深『灌頂秘決』が三重の印明について三十二種の意義を説く中に対応・類似する条文があることを指摘する。そして、印融が三寶院流道教方の印信大事についての口決をまとめた『諸印信口決』（一四七八年頃）の「當流重書事（私口決）」に次のようにみえる二書が、この両書に相当すると論じる。

「訂秘決 一卷 憲深記（或本^二成／賢記^云）

西三寶院大事 一卷 中性院頼瑜記（或本ニハ憲ノ一記云）

已上ノ二卷ヲハ一裹ヲ、ミニシテ号ニシテ憲深相承ノ重書ト傳來スル也。

其ノ血脈ハ成賢。憲深。頼瑜乃至印融ト相承セリ。此大事

共ニ頼瑜憲深相承ノ大事也。但シ後ノ一卷ノ異本ニ初重ヲハ

二印義範。第二重ヲハ二印範俊。第三重ニ明定賢ト血脈ヲ書

タリ。此ヲ通ラ當方ニハ不レ用也。如クレ此無キ本ハ正本也。

此ノ上ニシテ二卷ハ大都一ツ質ノ事共也。

ここに言及される相承次第は、円通寺蔵寛延二年四月写本にお

いて、初重二印二明の条の末尾に「付法次第／元杲大僧都 仁海

大僧正 成尊僧都／義範僧都 勝覚權僧正」、第二重一印二明の条の末

尾に「相承次第／元杲大僧都 仁海僧正 成尊僧都 範俊僧正」

勝覚權僧正」（僧綱注記は朱）、続く第三重の印明に「相傳次第

／元杲大僧都 明観殿王 覚源宮僧正／定賢法務 勝覚權僧正 三審院

／權僧正勝覚自有三方三箇印明如／此相傳之、弟子大僧正定海

始テ立三ノ重記了」等と記されている記事を指すものである。

初重・二重・三重のいずれも、異本（つまり鎌倉鶴岡等覺院智

興本の転写本）には相承次第がない旨の朱注がある。円通寺蔵

享保十四年写本ではこれらの相承次第が本文中にはなく、該当

箇所貼紙で示されているが、初重の付法次第を示した貼紙（第

五丁裏の貼紙）には、「後人再治此本而言憲深記、中赤白二水
等言改本是也、／彼文云」として付法次第を挙げており、「下

付紙皆準知 妙瑞校之」ともあるので、妙瑞は憲深記とする伝

本は後人が邪流に関連する文言を改めた再治本であり、そこに

こうした相承次第も付加されたと認識していたことになる。円

通寺蔵寛延二年七月写本や高野山大学図書館蔵本、称名寺聖教

の写本三本には、いずれもこうした相承次第はみえない。称名

寺聖教の中世写本にみえない点は、印融が相承次第のない本

方を正本であるとして対応しており、相承次第は後

から付加されたものとみられる。

また、印融の記事で特に注目されるのは、「憲深記」とされ

る『汀秘決』と「中性院頼瑜記」とされる『西三寶院大事』

が「一裹」の「憲深相承ノ重書」として伝来しているとする点

である。ここで、称名寺聖教『醍醐三寶院灌頂口決中性院』と、

同じく熙允による元徳元年（一三二九）写『灌頂秘決』が、内

容上の関連だけでなく、形態・書体の面でもよく似ていること

を指摘しておきたい。以下に後者の書誌を記す。

○『灌頂秘決』元徳元年（一三二九）熙允写 卷子装 一卷

称名寺聖教（二二一函一）

近代後補紺表紙（天地二五・九糶）に素紙題簽を貼り、外題を「灌頂秘決」と記す。内題「灌頂秘決」。

料紙楮紙打紙（裏打修理済）。天地一五・九糶、全長一四二・九糶（一紙長五一・三糶前後の紙を二十八紙継ぐ）。一紙につき二十四行、毎行十字前後。天地に横墨界（界高一二・六糶）を引き、烏絲欄（界幅二・二糶）を施す。本文には墨で返点・送仮名・区切点を、朱で返点・送仮名・傍訓・連合符・合点・区切点・首頂点を付す。

末尾の一紙（無界）に、本文より一字下げで「右法身之實語、密教之玄底、為挑癡妄粗記ノ録之、凡不入此重位三者ヲ曰フノ凡夫、誠ニ知ル是ノ大事者ヲ号ノ佛師、能守付法人并法ノ器輩可付属之、若妄ノ披露々顯者、明王天童ノ定可令治罰給哉、願四ノ恩施主、三途類同一性故ノ入ノ字矣、ノ寛喜三年五月八日ノ金剛佛子憲深（中註）」と記し、次行下部に「交點畢」と朱書、その次行からやや小字で「于時元徳元年霜月十日、於ノ金澤称名寺知足之室ノ書寫畢」と墨書、二行空けて下部に「金剛佛子（無尤）」と記す。

両者は共に熙允の手になるもので、天地の寸法がほぼ等しい卷子本である上、比較的大ぶりで力の入ったための書体により毎行十字前後で写されているという点が共通している。『醍醐三寶院灌頂口決（中註）』の方が先に嘉暦三年（一二三二）七月に、『灌頂秘決』は翌元徳元年（一二三九）十一月に写されている。写した場所は鎌倉の普恩寺と称名寺で異なっており、前者は横墨界を天地二条引くだけなのに対し、後者は豎の界線も入れ烏絲欄にしているなどの違いはあるものの、装訂と大字の書体はよく似ている。憲深―頼瑜という師弟それぞれによる関連の深い灌頂の秘決として、体裁を似せたものと考えられる。高野山大学図書館蔵『醍醐三寶院水丁印明口傳』の奥書には、宝永三年（一七〇六）春、「憲深小卷轉写一本」を落掌して対校した旨が書かれていたが、ここで「小卷」という形態に注意しておきたい。印融の『諸印信口決』「當流重書事（私口決）」には、他の本に「半切小卷物一卷」「半切一卷」といった注記もみえ、密教書の中には料紙の天地を半切して作る小型卷子本の重書があったとみられる。称名寺聖教の『醍醐三寶院灌頂口決（中註）』と『灌頂秘決』が共に天地十六糶程の卷子本なのは、格式の高い一連の伝授書であることを示す装訂と考えられよう。これは

印融の『諸印信口決』に「二裏」の「憲深相承／重書」とあるだけでなく、鎌倉後期においても両者が関係付けられて享受されてきたことを示唆している。

なお、寛延二年四月證畔写『醍醐三審院大事』に施された朱の異本注記は、「鎌倉鶴岡等覺院智興本」の転写本によって対校したものとされている。一方、寛延二年六月写『幸心院灌頂極秘口決抄』には寛延二年六月の證畔の奥書の前に「享保十九年以智興本書功了 淳浄」という異本本奥書が朱書されており、この「智興本」も鎌倉鶴岡等覺院の智興が書写した本と考ええるのが自然である。そうすると、鶴岡等覺院の智興のもとにも『灌頂印明口決』と『幸心院灌頂極秘口決抄』の両者が憲深の口決として揃っており、これらの転写本が證畔のもとにあったということになる。

円通寺藏寛延二年七月写『三審院灌頂口決^{中性院}』の奥書から、同書が永禄五年（一五六二）八月に頼瑜ゆかりの根来寺妙音院で書写されていることもわかる。また、赤塚氏は印融の『血脈私抄』にみえる三宝院流（中性院流頼縁方）の系譜の中に、頼瑜付法の頼縁から称名寺四世長老の実真（熙允の師）への相承が確認できることから、熙允のもとに本書がもたらされたのが

自然であることを指摘し、称名寺聖教卷子本に行願房勝因の理性院流の大事を載せているのは、勝因―覺舜―真空―頼瑜と連なる理性院流を汲んだ頼瑜の撰述と考えることも可能であると結論づけられている。

しかし、諸本には頼瑜の本奥書までは確認できないのに対し、如実については建長六年の本奥書がある。称名寺聖教の『醍醐三寶院灌頂口決^{中性院}』が小型卷子本に大ぶりな太字で書かれている点は、かえって本書に權威を持たせる作為性を暗示している。死に臨んでの唯授一人の口伝とされる本書と密接に関連する伝憲深撰『灌頂秘決（幸心院灌頂極秘口決鈔）』の本奥書は寛喜三年五月八日付になっているが、成賢が同年九月に入滅していることを考えると、この年記もいささか出来すぎのようにもみえる。また、『醍醐三寶院灌頂口決^{中性院}』の内容には頼瑜の編とは考えにくい点がみられる。例えば、第三重の印明に関する十九条目には、次のような荒神供に関する記事がある。

「又彼時ノ胞者、受法ノ時ノ天蓋也、成佛之時^六、瓔珞也、即根本无明者是也、即不動明王也、又明王ノ赤色袈裟也、或成地天^一、為証明^一、現曠野神^一、示吉凶^一、即、世間ノ荒神供者、彼胞^ヲ供也、是^ハ、重恩者也、十ヶ月間、依彼得大人

相者也」

伝憲深撰『灌頂秘法』にも「荒神最極秘印事」という項があり、両者には共通して荒神関係記事がみられる。しかし、頼瑜の『真俗雜記問答抄』第九には、次のような憲深の口伝がみえる。

「御口云。外典云、荒神」。陰陽師、荒神供ト云是也。内典云、毘那夜迦ト。聖天供是也。或流中、付内法修荒神法。云々。先師僧正此事未信用。此流都無彼事矣。」⁴

頼瑜と同じく憲深から法を受けた教舜の『秘鈔口決』第二十五の聖天の項にも「先師物語云。外法名荒神供」とある。憲深は荒神供を陰陽師の行う外法としており、その口伝を頼瑜も受けているのである。一方、治承三年（一一七九）の奥書を持つ隨心院藏『秘奥集』の、雅西（一一二三～一二〇一）に関わる記事に「荒神灌頂印明三重密印在之」とみえ、金剛王院流の雅西には荒神の印明が伝えられているように、憲深の時代以前に「付内法修荒神法」という流が存在することも確認できる。「世間荒神供」としているのは外法という認識ではあろうが、『真俗雜記問答抄』をふまえると、憲深や頼瑜が自らの口決にわざわざ胞衣供養・荒神供の意義を説くことがあるか

どうか不審が残るのである。

五 如実本奥書の検討

最後に如実本奥書について検討する。称名寺聖教粘葉装本『醍醐三寶院灌頂印明口傳』には、「御本奥書云」として引かれる本奥書の末尾に、「于時建長第六年之曆三月廿一日／如実記之」とあり、円通寺蔵享保十四年写本が紹介する異本の奥書にも「年」の字を落とすものの同様の記事がみえる。この建長六年（一二五四）という年記は、第三節で本文中の「隨心院權僧正宣嚴」という表記の検討から本書成立の上限として導き出した建長元年（一二四九）十月の少し後にあたり、矛盾はないことになる。建久八年の憲深本奥書と比べても素朴な奥書であり、作為性を感じない。

また、この本奥書の後には、弘長元年（一二六一）・永仁四年（一二九六）・永仁七年（一二九九）・徳治三年（一三〇八）に転写した奥書が続いているが、弘長元年（一二六一）にこれを転写した隆源（＝大教上人）は如実の弟子であり、如実が記した後、その弟子筋に伝えられた本ということになる。もし如

実の本奥書を示すのが円通寺藏享保十四年写本だけならば、如実編説を積極的に主張する訳にはいれないが、称名寺聖教粘葉装本は建長六年本奥書に続く転写の奥書も自然で、特段の疑問は生じない。転写奥書まで偽作するとしたら相当手が込んでいることになるが、どうであろうか。

空観房如実（一二〇六？）は、嘉禎三年（一二三七）に醍醐寺金剛王院の実賢から三宝院流の伝法灌頂を受け（『伝法灌頂師資相承血脈』）、実賢の弟子の蓮道房宝篋からも受法している（『弘鏡口説』『野沢血脈集』）。金剛王院流の血脈に連なり、上賀茂の神光院に住したことから、後に加茂流の祖とされた僧である。金沢文庫文書二三四九「愛染王田夫法事」から、如実が弘鏡に愛染田夫法の印明を授けていることも知られる。如実が編者だとすると、本書の題に「醍醐三宝院」等とあるのは、いわゆる金剛王院相伝の三宝院流を意味することになる。『密教大辞典』（法蔵館、一九七〇年増訂版）の「三宝院流」の項には、「実賢は初め勝賢に随つて三宝院流を受け、後金剛王院賢海に就きて金剛王院流を伝へ、その正嫡となりしかど、猶本法を執して三宝院法流を諸人に授く、之を世に金剛王院相伝の三宝院流・又は実賢方の三宝院流と称す。覚済の山本方・良胤

の岩蔵方・如実の加茂方・覚智の覚智方・道範の正智院方・実尋の実尋方・宝篋の三輪流・定清の定清方は悉く実賢の下にて分れ、而も三宝院の法脈を継承せり」と説明されている。

『灌頂印明口決』の中にも如実の師、蓮道房宝篋に関する記事がみえる。一つは第三重に関する口決の二十二条目で「一、名両部不二印、左利右不二合ま是宝篋上人至極之習也、委細口決」とある。初二三重の異説を挙げる部分に「又、三輪上人法王水丁之時、閉テ為許可印、開為伝法印」とみえる「三輪上人」は宝篋でなく常観房慶円を指す可能性もあるが、宝篋や如実が慶円の血脈を引いており、如実が著者だとすれば自然なことと思われる。

称名寺聖教粘葉装本末尾の本文と同筆の付箋や、如実本奥書の擦り消し・重ね書きの経緯については第三節で推測したが、付箋の前に「師云、此裏付テ憲深御作ト号ナル僻事也、空願上人之御作也、不可有不審者也云」とあるように、書写者とその師は、憲深ではなく空願上人（＝如実）の作と位置づけている。この粘葉装本をよく検討すると、称名寺聖教卷子本『醍醐三寶院灌頂口決中修院』と書体は異なるものの、筆跡としては、この卷子本の書写者でもある厩允の手で書かれているようにも

みえる。この筆跡の比定が正しければ、熙允自身と付箋にみえる「師」（称名寺二世長老銀阿か、四世長老実真であろう）は、憲深本奥書本の存在も知りながら、本書が如実の撰であると認識していたことになる。

諸本には随所に細かい異同があり、今その詳細については述べないが、本文の変更について作爲性がうかがえる部分だけ少しふれておく。弘長三年（一二六三）本奥書を持つ称名寺聖教折本に付された異本注記について、赤塚氏は称名寺聖教卷子本『醍醐三寶院灌頂口決^{中世院}』によって対校したものと解されている。確かに折本に付された異本注記は卷子本の本文との合致度が高いが、一部、卷子本とは合致しない異本注記もある。また、折本には、底本と異なる本に基づき本行に記した記事が次の二箇所あり、それは他の記事とは異なり合点を付して書かれている。

「又、勝覺^ル蓮念授水丁之時、於^レ無所不至印^一、出五種授之^一、彼印明具^一如立河流印信耳^一 イ本書之

「又立河流、結此印^一誦明開閉^ル有五重之習^一 以異本書之

これらの箇所を、卷子本では以下のように記し、「立川流」の字を消している（円通寺蔵寛延二年四月写本・同寛延二年七月

写本でもほぼ同様）。

「又、勝覺蓮念^ニ授水丁之時、於^レ無所不至印^一、出五種^一授之^一、彼^一印明具在別^一

「又、有流、結此印^一誦明開閉^ル有五重之習^一

これらの例をふまえると折本の異本注記は、卷子本とよく似ているものの若干異なる本文を持つ別の本に基づいたとも考えられる。そして、これらの箇所は如実本奥書を持つ称名寺聖教粘葉装本や円通寺蔵享保十四年写本、高野山大学図書館享保二十年写本でも称名寺聖教折本とほぼ同様の記事になっているのだが、称名寺聖教粘葉装本では「彼印明具」の後に補入の丸を打って「在別」と右脇に記し、「如立河流印信耳」の部分には抹消符号を付している。蓮念は心定（如実の弟子）の『受法用心集』（高山寺本）に、「破邪顯正集云、此法相承蓮念阿闍梨ノ流ヨリ出タリト云正キ伝歟、件阿闍梨ハ權僧正勝覺ノ弟子仁寛阿闍梨（後改蓮念）伊豆国ニ配セラル」コノ人元始ナリトイフ⁷」とあるように、立川流祖の仁寛が伊豆に流されて改名した名である⁷とされ、この蓮念の名自体は『醍醐三寶院灌頂口決^{中世院}」にもみえているから、「立河流」の印信や習いにふれる形が本来的な記事だと思われ、その逆は考えにくい。これは、頼瑠編説の

重要な根拠となつている称名寺聖教卷子本『醍醐三寶院灌頂口決中註』の本文より、他本の方が古態を伝えている例にならう。

円通寺蔵享保十四年写本の第五丁裏の貼紙には、「後人再治此本而言憲深記、中赤曰一水等言改本是也」とあつたが、「立河流」が「有流」と書き換えられたのは、如実の著作が後に憲深や頼瑜の作と仮託された際のことであつた可能性も考えられる。

ただし、称名寺聖教中には立川流の印信が複数伝わるが、榎田良洪氏は称名寺初代長老審海の印信に関して、「後世指彈せられるべき男女陰陽の思想を示す内容を発見する事は極めて困難である」とし、「邪流思想、殊に男女和合、陰陽交合思想等は本来の立川法門に如何程存していたのか大きな疑問」であるとしている。杲宝の『菩提心論聞書』（二三四八～四九年成立）巻六に、一念の迷執をそのまま全く法界とみるような教えについて、「又且ハ可レ墮ニ邪見一、当時立川流トテ世ニ流布スル此ノ義辺ヨリ起ル歟」と、立川流と絡めた批判がみえるように、南北朝期には立川流を邪義として排撃するような動きが確認されるが、『灌頂印明口決』の転写過程にも、早い段階での立川流批判の問題が絡んでいるように思われる。ただ、先述の「立河流」の印信と五重の習いの内実は不明であり、むしろ本書の別の記事

に後世、邪義とされる要素があることと、如実の周辺に立川流を相伝した弟子がいたことに注意したい。

ここで想起されるのが、如実の弟子であつた心定の『受法用心集』に、立川流の折紙の伝授に関わる記事がみられることである。¹⁰『受法用心集』は守山聖真の紹介した本（金剛三昧院本か）と高山寺本に大きな異同があるが、今ひとまず高山寺本翻刻に拠つて読んでおく。心定二十五歳の延応元年（一二三九）の夏頃に、「越中国細野阿聖阿闍梨」のもとで「一流秘抄コトククカキツクシラハヌ」とあるのが守山本にいう「立川の一流秘書悉く書きつくし了ぬ」かどうかは不明ながら、建長四年（一二五二）頃には、越前国赤坂の新善光寺で内三部経を含めた「越中二流布スルトコロノタチカハノ折紙トモ」の一部を借用して写したという。心定が如実に師事したのは建長七年になるが、『受法用心集』は如実の周辺における立川流の相伝を示す点で興味深い。同書の中では、如実に関して次のように記している。「醍醐寺金剛王院ノ大僧正ノ付法ニツイテ受法ノミチヲヘ、入壇ノ位ニイタリ、（中略）小僧カ師ハ、七人ノ智者ニシタカフテ、九流ノ付法ヲウケタリ、三寶院・金剛王院・光明山ノ三流ハ金剛王院ノ大僧正ニコレヲウケ、法源（龍方）并三三

輪上人ノ二流ハ宝篋上人ニコレヲウリ、勸修寺ノ流ヲハ伯
ノアサリニコレヲウケ、ツホサカノ流ヲハ三輪ノ禅仁上人
ニコレヲウケ、尊仁(念)ノ流ヲハ高野ノ通範(念)アサリコロヲウケ、
通達上人ノ一流ヲハ面授口決トケヲハリ(後略)」

ここには如実が宝篋から伝授を受けたことも記されているが、
宥快の『寶鏡鈔』には「大和國三輪ノ寶篋上人房運道書籍等邪見
法門多之」とあり、寶篋も邪流として批判されている。¹²⁾そして、
『寶鏡鈔』の明暦三年刊本に付されている快成の「正流成ル邪
流」事では、赤白二流を両部と号する教義を邪見とした上で、
「金剛王院流ニモ二水合成一圓塔一、一字轉成二齊運
二業」云云、以テ此義ニ為シ秘密ト大ナル邪見也」

とする。これは金剛王院相承の三宝院流の教義自体を邪流とし
て批判しているようであるが、称名寺聖教『金剛王院灌頂口決』
(八二函一、鎌倉末期ノ南北朝期写、粘葉装一帖、十八紙十
八折、二二・〇×一五・二種)の第九丁表から裏にかけて

「第ノ三重ハ二鉢一識ニ和合シテ成鉢、宿詫母胎ハ藏ノ淨利、
其形如虚円月、故相傳云、二水和合ノ成一圓塔、一字轉成
三業相通云、是則今ノ第三重、鉢也、是名爲南方不二佛身

一、」

という記事があるのをみると、金剛王院流を特徴づける句で
あったと考えられる。『灌頂印明口決』にも第三重の印明の三
十種の効能を説く第四条目に「経云、常以一字、齊運三業、當
獲ノ得大普賢薩埵之身文」と『瑜祇経』の引用があり、第九条
目には自身を「㊦字ノ二水」伽羅藍(胎内五位の初め)の転じ
た「㊦字所成之塔婆形」とし、また第十一条目「一名円塔印」
に「義決云、㊦字法界種、相形如円塔ノ是名法界塔婆文」と『金
剛頂経義訣』を引いている。『金剛王院灌頂口決』にみえるの
はこれらを赤白二水をめぐる思惟に合わせたような句で、また
その句は一方では邪見として批判されているのである。高野山
大学図書館蔵享保二十年写『醍醐三宝院水丁印明口傳』では、
本書中の「立川流」の語の脇に「宥快宝鏡抄所破ノ邪流也」と
注するのみならず、数箇所の「二水」をめぐる表現にも邪流と
注しているが、こうした点でも、本書は金剛王院相承の三宝院
流の傾向に合致しており、如実またはその周辺が関わって作成
された可能性は高いと言えよう。

『灌頂印明口決』が如実の著作だとすると、成立からそう時
を経ずして如実の名が消え、憲深や頼瑜などに仮託された経緯
も問題になろう。これについては未詳だが、この問題に如実の

弟子など金剛王院相伝の三宝院流と成賢以下の三宝院流との距離が関係している可能性もある。そこで見ておきたいのが、称名寺聖教粘葉装本に「空願上人大事授人数七人」として如実の弟子が挙げられている先述の記事である。ここに「大教上人」とみえるのが、如実本奥書の後の弘長元年の転写奥書の隆源に相当する。末尾の「相意房」「一蓮房」については、『血脈類集

記』の地藏院深賢の付法弟子に「思融 聖人。相意房。醍醐住。実縁法眼子」「一蓮 聖人」と並んで挙げられ、「正嘉三年（一二五九）十月二十九日兩人同日於地藏院授之」と注されている。

「越前誓願御房」とみえるのが心定だが、その前に挙げられている覚済（一二二七～一二三〇三）は金剛王院流の正嫡で、後に醍醐寺座主・東寺長者にもなっており、『受法用心集』の序文を書いた僧とも目されている。恭畏『密宗血脈鈔』の実賢に関する注に、「覚済^ハ為^ニ空観上人^ノ弟子也。則実賢在生之時者、幼少^ノ禪師^{ナル}故^ニ、灌頂計^ヲ受^テ、尊法^等ノ委細^ノ受法^ハ一向空観上人^ニ受給^{ヘル}也。而^ニ覚済ヒトトナリテ後^ハ、只実賢^ヲ弟子^トノ名乗^マ、都^テ賀茂^ヲ云事^ヲハ、下^テ不^レ被^レ名称^セ也。挙^レ世難^レ之^ヲ」とあるように、覚済は如実から多くを受法したのにも関わらず、如実の弟子を名乗らず、金剛王院実賢の弟子とのみ名

乗ったとい、如実との関係に問題があったようである。このような弟子たちが、如実の口決が後に憲深や頼瑜のものとなる過程に何らかの形で関与していたのかも、今後の検討課題である。

おわりに

本稿では、『真言宗全書』所収の『灌頂印明口決』について伝本を調査し、建久八年（一一九七）の憲深本奥書は恭畏が指摘する通り仮託であり、建長六年（一二五四）の空観房如実の本奥書の方がより信頼できるものであると考えた。一方、本書が伝憲深撰『灌頂秘決（幸心院灌頂極秘口決鈔）』と密接に関わっており、頼瑜編として伝えられていた形跡があるのも確かであり、如実の手によって制作されたとすれば、近い環境において伝憲深撰『灌頂秘決』が制作され、本書を頼瑜編の口決に仕立て直して両書が一緒に流布するに至ったということになる。

ただし、如実編とするのに全く疑念がない訳ではない。勝寛作に擬せられている『我友之口伝』は、『東寺観智院金剛藏聖教目録』八所収・観智院金剛藏聖教一四七函四によれば、勝寛

—範賢—靜遍—実賢と伝わり実賢が空観房に伝えたという寛元元年の奥書を持つが、恭畏の『偽書論』ではこれを空観房流の観乗房が作った偽書としている。こうした点をふまえると、空観房如実の周辺にいた加茂流の密教僧が如実に擬した偽書制作に関わっていた可能性もあり得ることではある。これ以上は周辺も含めたさらなる検討や、如実の思想・行実、他の文献資料を探索する中で解決することになるが、現在調査した限りの伝本とその内容からみると、如実編の蓋然性は高いと考える。

注

1 なお、普通寺蔵本（袋綴装一冊）では、題簽に外題を「西
西三宝山大事」と記し、一丁表初行に「西西三宝山大事 憲
一口訣」と内題を立て、改行一字下げで「灌頂印明口傳少々
記之」、さらに改行して「閉眼之刻」以下の記事を記す。
末尾には建久八年の法院権大僧都憲深の本奥書があり、そ
の後に「諸社口訣」が合写され、享保十年に北野観音寺宏
源の本を写したという宝蔵の本奥書と、明和七年に書写校
合したという右筆法眼光恕／校閲僧正光國の書写奥書があ
る。

2 大正蔵七十八卷九一六c。

3 『統真言宗全書』第二十五卷。

4 『真言宗全書』第三十七卷。

5 『真言宗全書』第二十八卷。

6 本書については、その紙背に記された歌集が、海野圭介「隨
心院蔵『秘奥集』阿弥陀決定往生秘印』紙背『中臣祐殖百首』
残簡について」（『語文』第八十・八十一輯、二〇〇四年二
月）・高橋秀城「隨心院蔵『中臣祐殖家集断簡』翻刻と
解題」（『隨心院聖教と寺院ネットワーク』第一集、二〇〇
四年三月）に紹介されている。

7 末木文美士「高山寺本『受法用心集』について」「高山寺本『受
法用心集』の翻刻研究（一）」（四）」「高山寺本『受法用心集』
の翻刻訂正」（『高山寺典籍文書総合調査団 研究報告論集』
高山寺典籍文書総合調査団、二〇〇九年三月～二〇一二年
三月）。

8 榎田良洪「真言密教成立過程の研究」（山喜房仏書林、一
九六四年）。

9 『真言宗全書』第八卷。

10 『受法用心集』は、しばしば立川流批判の書として言及さ
る。

れるが、本書に描かれる髑髏本尊建立の儀礼は立川流とは無関係で、「此の法」「彼の法」などと呼ばれて立川流と区別されていることに関しては、彌永信美「立川流と心定」『受法用心集』をめぐって』（『日本仏教総合研究』二、二〇〇四年五月）に詳しい。

11 守山聖真著『立川邪教とその社会的背景の研究』（鹿野苑、一九六五年）。

12 以下、『寶鏡鈔』の引用は架蔵明暦三年刊本に拠った。

13 伊藤聡『中世天照大神信仰の研究』第四部第二章「伊勢二字をめぐって」（法蔵館、二〇一一年）。なお、無住と実賢や宝篋・如実との関係について、小林直樹「無住と金剛王院僧正実賢」（『文学史研究』四十九、二〇〇九年三月）・同「無住と金剛王院僧正実賢の法脈」（『説話文学研究』四十四、二〇〇九年七月）・伊藤聡「中世神道の形成と無住」（『無住——研究と資料』あるむ、二〇一一年十二月）がある。

14 如実が両部神道書『神代卷秘決』（四重秘积）の撰者にも擬されている点、伊藤聡「三輪流神道と天照大神」（『大美和』一三一、二〇一六年七月）に指摘がある。

《附記》調査に際し、御高配を賜った高野山大学図書館ならびに神奈川県立金沢文庫の方々に感謝申し上げます。本稿は、東アジア仏教研究会平成二十六年第一回（通第二十三回）定例研究会（二〇一四年五月一三日、於・大正大学巣鴨校舎）における口頭発表に、その後の調査をふまえた考察を加えたものである。また、本研究は「SPS科研費」JP 16K02394の助成を受けたものである。